

|              |                                                                                     |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| Title        | シルクロードの古墓から出土した「玉手箱」：2006年発掘・アスターナ古墓群西区（II区）603号墓出土の「木函」                            |
| Author(s)    | 白須，浄眞；白須， 浄真                                                                        |
| Citation     | 内陸アジア言語の研究. 2012, 27, p. 1-42                                                       |
| Version Type | VoR                                                                                 |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/69745">https://hdl.handle.net/11094/69745</a> |
| rights       |                                                                                     |
| Note         |                                                                                     |

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# シルクロードの古墓から出土した「玉手箱」

—— 2006 年発掘・アスターナ古墓群西区（II 区）603 号墓出土の「木函」<sup>きばこ</sup> ——

白 須 淨 眞

はじめに

1. アスターナ古墓群西区（II 区）603 号墓と隣接「来迎・昇天」壁画墓との位置関係
2. 603 号墓出土の「木函」の復元
3. 「木函」の蓋は「検」
4. 「木函」底板の漢文疏記（簡条書き）は、「漢文随葬衣物券疏」の疏記ではない
5. 「木函」と日本の説話『竹取物語』の「箱」と「不死のくすり」と「天の羽衣」
6. 「木函」は、「来迎・昇天」という他界観念の所産

おわりに

〔付 1〕 日本の「玉手箱」伝承について

〔付 2〕 「木函」底板の背面について

## はじめに

私は、2010 年 8 月、新疆ウイグル自治区トゥルファン地域のアスターナ古墓群西区（II 区）の 408・605 号両墓の壁画を調査し、翌 2011 年 3 月、「十六国期（304～439 年）、内陸アジアの二古墓の壁画——トゥルファン地域・アスターナ古墓群二区 408・605 号両墓壁画の解析試論——」と題するレポートを提出し、<sup>(1)</sup> 次いで 7 月、それを補いながら口頭報告を行った。<sup>(2)</sup>

2011 年度も 9 月、408・605 号両墓の壁画（挿 2 参照）を再調査し、また両墓に近接する 603 号墓の正確な位置を確認するとともに、603 号墓出土の

---

(1) 白須 2011, 37-62 頁.

(2) 白須 2011 レジメ.

「木函きぼこと見なしうる副葬品」(挿5参照)(以下「木函」と略称)もトゥルフアン博物館において詳しく調査した。

603号墓の正確な位置を確認したのは、壁画墓、すなわち408・605号両墓と同時代の同族墓の可能性が極めて高いからであり、また603号墓の一つの小さな「木函」を特に選んで精査したのは、この「木函」が、これら両墓の壁画のテーマそのものと深く連関しているとの推察に基づく。

前掲レポートと口頭発表において述べたように、この両墓の壁画テーマは、天界が、「天蓋付の曲がった足のついた黒色の台」を下界(地上界)に降し、死者(墓主)をその台に乗せて天界へと誘うという「来迎・昇天」にあつた(4) (挿2参照)。天界と下界を結ぶこの壮大な壁画テーマと、小さな一つの「木函」が深く連関すると推察したのは、来迎に当たって、天界が、墓主の「昇天」に必要な不可欠な品々をこの「木函」のなかに入れて下界へともたらした、そのように見なすからである。本稿はそれを証し切ろうとする試みである。

---

(3) 挿1に示したようにこれら古墓群は、墳丘がまったく見出されない上に、完全に埋め戻されているためその位置は分からない。西区(II区)の管理者の協力を得て確認した。墳丘が消滅したためグラウンド状態になってしまったのであろう。また墳院という同族の古墓を囲むエンクロージャーの形跡も現状では確認できなかった。

(4) 「来迎」という語を援用するのは、念仏者の臨終に際し、菩薩を従え紫雲に乗じて来迎した仏が、その念仏者を「浄土」(異次元世界の一つ)に誘う日本の「来迎図」(平安中期～鎌倉期)の「来迎」を意識したものである。天界から迎接、つまり「お迎え」という共通性に依拠するのである。ただし、「往生浄土」、あるいは「往生」という語を援用せず「昇天」とするのは、これら壁画には、浄土という概念が見出せないからである。確認できるのは、日像、月像、北斗七星、三台という天空の絵画的表象であり、天界への昇天とするのが妥当との判断である。白須2011、白須2011レジメ。

なお、「お迎え」を強調する日本の「来迎図」の始まりを、『往生要集』を著した源信(942～1017年)だけに限定することは、再考が必要である。すでに確認されている敦煌莫高窟の初唐壁画(431窟南壁)などに、このトゥルフアンの「来迎・昇天図」も新たに加え、来迎をモチーフとする広域アジアの絵画総体をも意識すべきである。白須2011レジメ参照。

(5) 人にとっては、来世という虚構世界と現世という現実世界。

また、その「木函」を、日本の「おとぎ話」に登場する著名なアイテムである「玉手箱」<sup>(6)</sup>になぞらえて論題に援用したのは、隔絶する異次元虚構世界から「現世という現実」に持ち込まれたことへの強調的表現である。「そらごとを歴史学の場に持ち込むな」というご批判は重々承知しているが、「木函」を一副葬品として形態的な説明に終えておくことだけが、求められる学問的態度だとも思わない。現実世界ではありえるはずもないこうした不可解なことが、異次元虚構世界においては事実とされ、一つひとつ歴史の場に蓄積されていくのであるから。

ところでこの「木函」が出土したトゥルフアン地域は、漢文化が波及した<sup>(7)</sup>広大なアジア地域の中にあっても、他界観念が際立つエリアと認識してよい。古代中国の神話伝承にまで淵源を遡りうる葬礼絵画（伏羲女媧図）や、同じく古代中国の副葬品リストにまで遡りうる葬礼文書（漢文随葬衣物券疏）を、<sup>(8)</sup>

- 
- (6) よく知られている「浦島太郎」に係わる伝承のなかの一用語である。しかしそれが当初から「玉手箱」と呼ばれていたわけではない。『丹後国風土記』（原本の成立は、8世紀中？）の「浦嶋子」は「玉匣」<sup>たまぐしげ</sup>、『万葉集』（7世紀後半～8世紀後半）の「水江浦嶋子」と『古事談』（13世紀）は「篋」<sup>くしげ</sup>であり、それらを淵源として『御伽草子』（14～16世紀の頃）の「浦島太郎」によって「玉手箱」となったようである。なお浦島子伝説の諸資料の集成、及び伝承の概観は、重松 2006 を参照。「玉匣」、「篋」、「玉手箱」については後述する。
- (7) 墓室に納められた葬送資料が、当地の極乾という特異な自然条件によって今日まで残存したことは言うまでもないが、限定された一地域に数百年という長期にわたって持続された強い他界観念の所産とみることも必要であろう。際立たせる要因は決して一つではない。
- (8) すでにほぼ完全に定着し、私もしばしばその様に記していた「随葬衣物疏」という用語を「随葬衣物券疏」とするのは、疏とするだけでは不十分という思いが払拭できないからである。かつて疏に付随する文言を「付加文言（死人移書）」と呼んだことがあるが、これも含めて検討する必要を感じている。白須 1983、とりあえず「建元廿二年（386）劉弘妃」（大谷隊の橋瑞超がアスターナ・カラホージャ古墓群から発掘したもので、現在は龍谷大学蔵）に見える「券疏」の語を援用しておく。白須・萩 1979、168-169 頁。なお「随葬衣物券疏」の呼称問題については、ゼミ院生への課題としており、その成果をまちたい。門司 2011 レジメ参照。

他地域に例がないほどに大量に出土するからである。<sup>(9)</sup>しかしそれを、当地だけに限られたこと、つまり孤立、特異、個別に帰したのでは、広域漢文化圏を歴史学として見たことにはならない。「十六国期」のこの「木函」を、408・605号両墓の壁画と相関させることは、広域漢文化圏が育み内在させてきた「来迎・昇天」という根強い他界観念と接することなのである。シルクロードの古墓から出土したこの「木函」を論じて、遠く海東の日本の伝承『竹取物語』に及ぶのもそのためである。『竹取物語』の「かぐや姫」は、天界のもたらした「箱」に入っていた「不死のくすり」と「天の羽衣」によって昇天できたのである。問題とするシルクロードのこの「木函」には、いったい何が入っていたのであろうか。

なお本稿は、2011年の調査に基づく講義の内容を纏めたものである。<sup>(10)</sup><sup>(11)</sup>

## 1. アスターナ古墓群西区(Ⅱ区)603号墓と隣接「来迎・昇天」壁画墓との位置関係

「来迎・昇天」をテーマとする壁画を持つ十六国期の408・605号両墓は、ともに東からの墓道によって西側の墓室に入る東向きの古墓である。408号墓が北に、605号墓がその南にあって並列する。両墓間の隔たりは歩測で12歩、

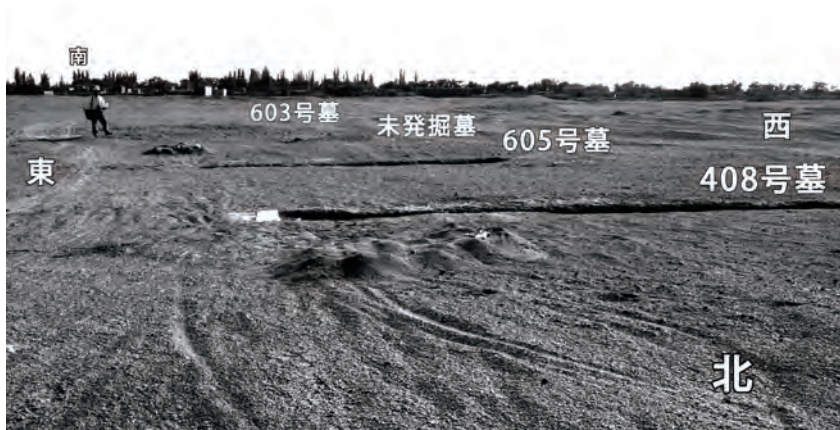
---

(9) 也木什(yamshi・塩城)古墓群など未発掘墓を含む多くの古墓群を参観した今年度の調査の印象からすれば、これらの古墓から「伏羲女媧図」や「漢文随葬衣物券疏」が出土する確率はなお高く、継続した出土が期待されよう。なおトウルフアン地域における「漢文随葬衣物券疏」は、4世紀から7世紀の間のものとして、現時点で66点が出土している。その概観は、門司2011レジメを参照。

(10) 今年度の調査も、昨年と同様、「シルクロード東部の文字資料と遺跡の調査——新たな歴史像と出土史料学の構築に向けて——」(文部科学省科学研究費補助金・基盤研究(A))を主宰する荒川正晴氏(大阪大学大学院文学研究科教授)によって機会を与えられたものである。厚く御礼を申し上げたい。また調査全般に当たっては、トウルフアン博物館の李肖氏、張永兵氏、資料の調査に当たっては館員の方々に大変お世話になった。同行いただいた白玉冬氏(内蒙古大学)とともに、厚く謝意を表する。

(11) 広島大学大学院教育学研究科における「世界史認識内容学特別研究」(2011年度後期)。院生の課題発表と講義時における討議も参考とした。

約 5.45 m ほどである。今回その位置を確認した 603 号墓は、605 号墓の南に並列し、同じく東向で、605 号墓との隔たりは、歩測で 22 歩、約 10 m ほどである。この墓群の発掘簡報が言うように、603 号と 605 号墓の間にはもう一つ未発掘墓が<sup>(12)</sup>存在するとのことであるから、北から南方向に、408 号墓、605 号墓、未発掘墓、603 号墓の四墓が、ほぼ 5 m 間隔で順次並列していることになる（挿 1、挿 3）。



挿 1 アスターナ古墓群西区（Ⅱ区）603 号墓と隣接壁画墓（408 号墓・605 号墓）

写真は、南が上となっているので留意。



挿 2 アスターナ古墓群西区（Ⅱ区）408 号墓の壁画

(12) 新疆維吾爾自治區博物館考古部・吐魯番地區文物局阿斯塔那文物管理所 2007, 27 頁（以下「簡報」と略称）。

しかも「簡報」によって、並列する 408・605・603 号墓三墓は、墓道の向き、その大きさ、構造もほぼ等しいだけでなく、墓室天井は、十六国期のトゥルファン地域の古墓の特徴をなすラテルネンデッゲもすべてに確認できる。<sup>(13)</sup>したがってこれら三墓を、同時代の近しい関係にある当地有力者の古墓群として一括することに問題はない。「簡報」の担当者は、出土した漢文随葬衣物券疏を手がかりとして「尊氏家人的墓葬」と見なしている。<sup>(14)</sup>しかしそのように確定するためには、まだ録文と写真が発表されていない「前涼咸安五年（375）隗田英随葬衣物券疏」の検討は欠かせないであろう。<sup>(15)</sup>またその当地有力者の古墓群の広がり、つまりどこまでか、という墓域の確定についても、多少の整理が必要と<sup>(16)</sup>感じられる。

とはいえ現時点で掌握できている古墓の全体的状況から判断して、603 号墓出土の「木函」を「来迎・昇天」をテーマとする同時代・十六国期（304～439 年）の 408・605 号両墓壁画と関連させつつ検討することには支障とはならない。

---

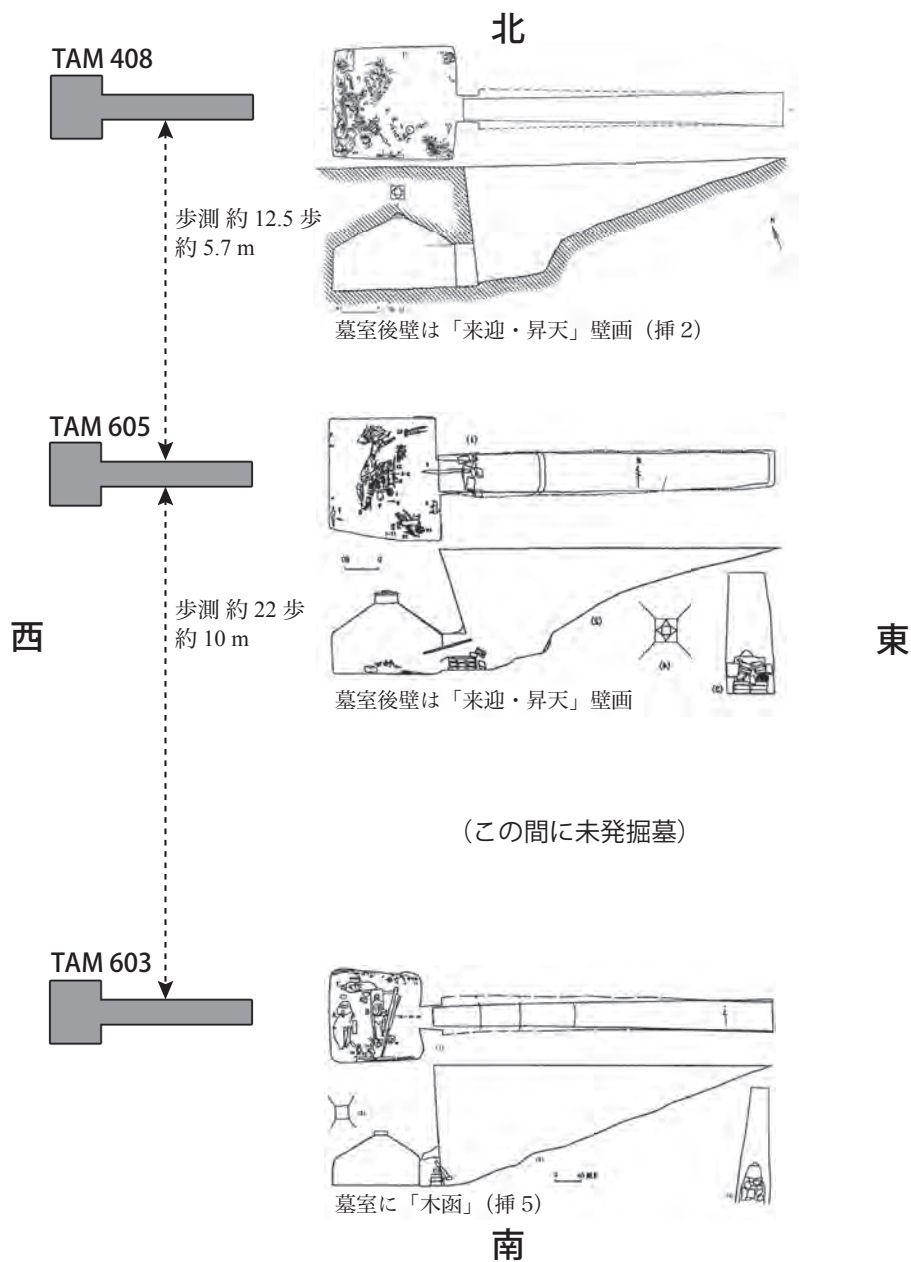
(13) 「簡報」、吐魯番地区文物局 2004、吐魯番地区文物局 2006 を参照。

(14) 「簡報」27 頁。

(15) 「簡報」26 頁。もし隗田英が女性であって尊氏の夫人であつたと確定できれば問題は自ずと消滅するが、298 字とされる現段階の報告だけでは課題として意識せざるをえない。写真と録文の公開を待って検討したい。

(16) ただ現時点の発掘状況報告からは、408・605・603 号墓の周辺に関係の深い古墓がさらに存在しているのか否か、この点がはっきりしない。したがって関連古墓を見落さないために確認作業を行っておく。「簡報」の言う 605 号墓と 603 号墓の間の未発掘墓は極めて関係は深いはずであるが、これは発掘を待つしかない。そこで連番となる古墓番号を手掛かりに関連古墓の存在の可能性を探っておく。603 号墓と連番となる 604 号墓は、603 号墓の東南へ 81 歩、約 37 m ほどの距離に位置する。「簡報」によれば、墓道が南に向かって開く麴氏高昌国から唐代の墓だという。同族墓は同じ向きに造られるのが通例であり、しかも距離も遠いことから 604 号墓は、408・605・603 号三墓との関連性は薄いとみてよからう。また 408 号墓と連番となる 409 号墓は相当離れており歩測は無理であつた。直線距離にして西方 100 m 以上も離れていることから、これも関連性はまずは認められない。603 号墓と連番となる 602 号墓も、墓道は南向きでこれも関連性は薄い。したがって、問題とする 603 号墓は、408・605 号墓の墓域に内包されると見ておけば、関連古墓の見落しはない。





挿 3 アスターナ古墓群西区 603 号墓と 408 号墓と 605 号墓



## 2. 603 号墓出土の「木函」の復元

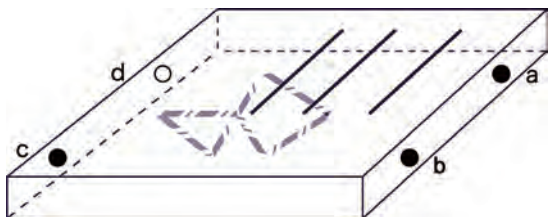
603 号墓の「木函」とは、「簡報」が「木函蓋」と「木簡」と呼ぶ二つの木製の副葬品の組み合わせである。「簡報」が、この二つを挿図と解説において一括して掲載するのは、「木函蓋」と「木簡」の両者を一体と見なし、これに缺失した「木函」の側板を補って一つの函とみなすからであろう。そこで「簡報」のデータに実見の成果を加えて、まず「木函」の復元を試みておこう。

「簡報」が「木簡」と呼ぶのは、長さ 11.6 cm、寛さ 10 cm、厚さ 0.9 cm の方形の板であるが、これは、木函の底板に相当する。この底板には三行の墨書が確認されるが、この点は後述することとし、ここでは触れない（なお、「簡報」がこの底板を「木簡」と呼ぶのは三行の墨書に基づく）。この底板の四方に、朽ちて失われてしまった四枚の側板（挿 5 の e, f, g, h）を復元して囲めば、一つの「木函」となる（挿 5）。それは、底板の左右両端の断面にそれぞれ二つずつの小さな穴があり（挿 4 の a, b, c, d）、そのうち三つには「木釘」が残存（●印）していることから側板の存在は間違いはない（挿 4）。ただし「木簡」、つまり底板の表裏面には下（底）から上へと打ち込んだ「木釘」の痕跡が確認できないことから、木簡の左右両端の断面に打ち付けた左右の側板の間に、前後となる側板をそれぞれ差し挟み、その接合部に「木釘」を打ち付けて一つの「木函」としたのであろう。

そしてその後、「木函」の四面を形成する四枚の側板（挿 5 の e, f, g, h）の上に「木函蓋」をかぶせれば、蓋付の「木函」となる。「簡報」が示す断面図に見える「木函蓋」の背面の四周の縁の切り込みと四面の側板は、蓋をかぶせた時、隙間なくぴったりと接合するはずで（挿 6）、こうして 13.6×13.4 cm の蓋で覆われた方形の「木函」の復元が可能となる（挿 5）<sup>(17)</sup>。ただし「木函」の高さは不明である。

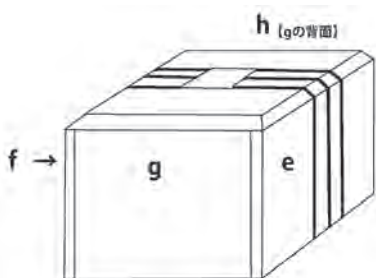
---

(17) 「木函」の四面を形成する四枚（挿 5 の e, f, g, h）の側板の厚さは、側板がなくなっていたため不明であるが、蓋の裏の切り込みとの接合は、貴重品を収納する木箱によく見られる「合わせ蓋」の接合方式（挿 6）を想定すればよからう。なお 1600 年も前に作成され、しかも極度に乾燥度の高い地の木製品であることを念頭に置けば、多少の誤差は許容の範囲としたい。

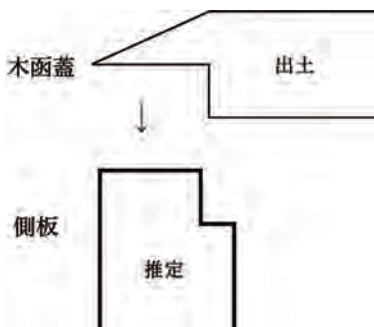


——は墨書。  
 ●は「木釘」が残した穴。  
 ○は「木釘」が抜けた穴。  
 底板下の破線の内側は変色。

挿4 「木簡」、すなわち木函の底板



挿5 「木函」の復元図



挿6 木函蓋と側板の接合

なお、トゥルフアン博物館には「木函蓋」は保管されていない。他の博物館の所蔵となっている。発掘当時の事情なのであろう。したがって今回実見できたのは、この「木簡」(底板) だけである。

### 3. 「木函」の蓋は「検」

実見することはかなわなかったが、「木函」を覆っていた 13 cm 余の方形の「木函蓋」は、「簡報」に掲載された挿図と説明によって、その様相を正確に知ることができる(挿7)。

「木函蓋」の中央部には 2.5 cm 前後の正方形の坑(穴)が彫り込まれており、その中には「封泥」が残存していた。またその正方形の坑の左右と中央を通過

するように鋸で切り込んだような三本の溝が走り、13 cm 余の方形の上下左右の四方は、1.5 cm 前後の幅で斜めに削って縁とし、全体としてほぼ正方形の薄い台形状の仕上げとなっている（挿5）。なお「簡報」の挿図は、「木函蓋」の上の三本の溝の走る方向を上下として配置しているが、挿7に示したように、溝は左右に走る向きに配置するのがよい。その理由は後述することになるが、この「木函蓋」を、漢代から魏晋期に至る木簡（居延や楼蘭などから出土）に多くの諸例がある「検」と見なすからである。

さてそれでは、その「検」とはどのようなものなのであろうか。木簡に精通されている方々には不要の説明となるであろうが、20世紀初頭の王国維の「簡牘検署攷」以降の豊富な研究蓄積に依拠して、一応の確認をしておこう。

「検」とは、木簡に書写した文字の全面をびったりと覆う木の蓋を指す。木簡に書写した文面を、その文面を宛てた人以外が見ることができないように「禁閉」するためである。<sup>(20)</sup> 木簡は紙と異なって削れば文字の書き換えは容易であるから、容易に見られることを防ぐほかにも文面の書き換えを防ぐことも「検」で覆う重要な目的であった。しかしたとえ「検」で覆っても「検」をはずして文面を見、あるいは書き換えて再び覆ってしまえば機密は保持できない。したがってそれを防ぐ手だても当然考えられていた。それが「齒」

---

(18) 王国維 1914.

(19) 次の諸論を参照した。

林 1976（「書契」の項の 502-505 頁）、大庭 1992、210-246 頁（『「検」の再検討』）。

江村 2000、706-729 頁（「陳介祺旧蔵の封泥の形式と使用法」）、舩山 2001、富谷 2001。

(20) 後漢の劉熙の『釈名』などによって指摘されてきたように「検」には、

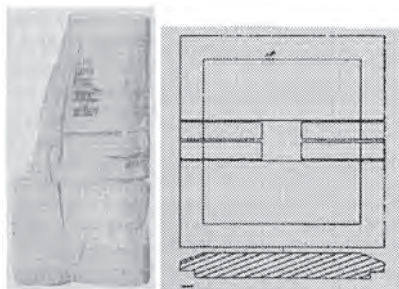
検禁也。禁閉諸物、使不得開露也。

検は禁ずるなり。諸物を禁閉して開き露にすることをえざらしむなり。

検曰署。署予也。題所予者官号也。

検は署という。署は予なり。予するところの官号を題するなり。

（『釈名』巻6、釈書契、王先謙撰集『釈名疏證補』巻6、上海古典出版社、1984、298 頁）という二つの機能が込められていた。つまり「検」とは、諸物を密封して露見しないようにして機密を保持しながら、発信側が差し出し与える（「予」）宛先と宛名を記す「木簡」を意味していた。官庁で用いられることが原則であったから宛名（受信側）を官庁の役人の「官号」としたのである。



挿7 敦煌 T. VIII 出土の「顕明燧薬函」  
(左) と 603 号墓出土の「木函蓋」

註 (25) と「簡報」17 頁の図 21.

という「検」に切り込まれた溝と、その溝の通過点の中央部に彫り込まれた「封泥匣」と呼ぶ方形の坑を作ることである。文面を書いた木簡を「齒」と「封泥匣」のある「検」でぴったりと覆い、「齒」の溝に沿って丈夫な紐で文面を書いた木簡と「検」を重ねて縛るのである。そして方形の坑、すなわち「封泥匣」のところを通過する紐の上に軟らかい粘土を押し当て、その粘土の上に陰刻の印章を押し付けて印文を浮き出させるのである。これが封泥である。封泥が壊れていたり、紐が切れていればすでに開封されたものと分かるからである。こうして文面を保護された木簡は、文面を伝えたい受信側へと発信されることになる。その際、上蓋となる「検」には、発信側が受信側、すなわち宛先を記入するが、それは「齒」の上下の余白面が利用される。いわゆる表書きである。「封泥匣」が「検」の中央部に設けられている場合は、表書きは「封泥匣」の上下（それは「齒」の上下ともなる）に、「封泥匣」が下部に設けられている場合は上に、逆であれば下に表書きが書かれることになる。これが「題所予者官号」<sup>(21)</sup>である。先に「簡報」の「木函蓋」の挿図を、三本の溝を上下・縦ではなく左右・横に来るように配置するのがよいとしたのは（挿7の右）、この表書きの書き方からの提案である。

さてこのように整理すれば、問題とする 13 cm 余の正形状の「木函蓋」も「検」の形態を取っていることは疑いない。しかし、「木函蓋」を「検」とみれば

(21) 前註 20 参照。

すべてが解決したわけではない。すでに述べたように「木函蓋」が覆うのは、類例の多い通常の細長い木簡でなく、高さは不明ながら縦横 13 cm 余もある「木函」なのである。はたしてこうした「木函」を覆うような「検」は実在していたのであろうか。

それは、間違いなく実在していた。魏晋期の楼蘭出土の木簡群や魏晋期の文献の整理検討した舩山明氏が、「書信を封緘した小箱」、あるいは「書を入れた函」<sup>(22)</sup>としてすでに見出し報告している小箱がこれに該当しよう。この時代、書信（書）は、こうした「検」の形態を持つ書函によって発信、配達、受信されたものが存在していたことは、疑いはない。

それではこのような「函」を封じた「検」は、書信だけに限定されたものだったのであろうか。次に示すのは、1907 年、スタインが第 2 次中央アジア探検時に、敦煌の北西の漢代長城の烽燧の一つ T.VIII<sup>(23)</sup>から発掘した木簡（T.VIII.5）<sup>(24)</sup>である。甘肅省文物研究所の番号は、1823 番である。<sup>(25)</sup>何度も言及されよく知られているものであるが、<sup>(26)</sup>その図を今問題とする「木函蓋」と縮尺を同じにして並列させ示してみよう（挿 7）。

スタインが発掘したこの木簡も、間違いなく「検」である。大きさは、縦 17.6 cm、横 9.0 cm の長方形で、13.6 cm 余の方形の「木函蓋」とは形態をやや異にしている。しかし縦横の大きさに多少の違いは見られるものの、中央に「封泥匣」と三本の「齒」を設けて、さらに上下左右の四方を 1.5 cm 前後の幅で斜めに削って縁を取っていることまでがまったく一致している。<sup>(27)</sup>

---

(22) 舩山 2001, 147 頁, 157 頁。

(23) T. VIII の詳細は、Stein 1921, 571 頁。

(24) 図版と録文は、Chavannes 1913, 588 頁, TABLE-XVII. 大庭 1990, PL27 の 286. 尾上八郎等（編）『定本書道全集——西域出土木簡その他の書蹟——』第 3 巻, 河出書房, 1954, 27 頁。

(25) 甘肅省文物考古研究所（編）1991 上, 図版 153. 録文は同書下, 290 頁。

(26) 例えば大庭 1992, 217 頁. 舩山 2001, 157 頁, 江村 2000, 712 頁。

(27) このような「函」の「蓋」としての「検」に、三本の「齒」を刻み、それを泥で封じていたことは、五代十国時代の南唐の徐鍇（921～975 年）が、すでに指摘している。その著『説文解字繫伝通釈』巻 11, 繫伝 11 の「検」の条に、

また両者は、「封泥匣」と三本の「齒」のある「検」の背面となるその淵に沿って、「一状」の切り込みを入れていることまでがまったく等しい（挿7の右下の断面図と挿6）。これが上蓋として函を隙間なくぴったりと覆うための「合わせ蓋」の細工であることは、容易に想定されよう。<sup>(28)</sup> その函自体は、敦煌 T. VIII, 603 号墓ともに失われて出土しなかったが、その上蓋がともにそれぞれ函を覆った蓋としての「検」であったことは疑いない。

ところで敦煌 T. VIII 出土の「検」の上部の書写面には、「顯明燧葉函」<sup>(29)</sup>と記されていた。つまりこの「検」は、顯明燧の備品であった「葉函」のその蓋だったのである。顯明燧とは、敦煌の西湖の西方に位置する敦煌郡下の三都尉府の一つの玉門都尉の管下の玉門候官、その玉門候官の管下の玉門候が統轄した前漢時代の烽燧、つまり「のろし台」<sup>(30)</sup>である。烽燧には、一人の燧長ののもとに三〜五人の兵士が配属されていた。<sup>(31)</sup> 先に示した T. VIII とはスタインがその烽燧に付した番号である。

ということは、「函」の部分は現存はしないもののすでに前漢時代に「葉函」の蓋に「検」を使用したものがあつた、つまり「書信を封緘した小箱」以外にも「検」を使用した「函」の存在が想定できたことになる。問題とする 603 号墓出土の「木簡蓋」の類例は、間違いなく前漢時代から確実に存在していたのである。トゥルファン地域にあつて突如出現したものではないのである。

---

ㄨ 臣錯曰、書函之蓋也、三刻其上、繩緘之、然後填以泥、題書而印之也。

（『四部叢刊』台湾商務印書館、117 頁）

臣〔徐〕錯曰く、「〔検は〕書函の蓋なり。その上に三刻して、これを繩緘し、しかる後に填するに泥を以てし、題書してこれに印するなり」と。

とある函の蓋とその蓋上の三刻（三つの「齒」）の指摘がそれである。ただしこの「函」は「書函」とあるから、先に言及した「書を入れた函」であるが、

(28) 註 17 参照。

(29) 書写された文字は、「隊+れつか」であるがここでは「燧」で代用する。

(30) 大庭 1990, 29 頁。

(31) 大庭 1990, 30 頁。

#### 4. 「木函」底板の漢文疏記（簡条書き）は、「漢文随葬衣物券疏」の疏記ではない

「顯明燧葉函」と書かれた敦煌 T. VIII 出土の「検」によって、その上蓋とされた「検」が覆っていた中味が葉であったことは、疑問の余地がない。前漢時代、葉が貴重品であったこと、辺境の烽隧にあつてはなおさらそうであったことは、<sup>(32)</sup>改めて言うまでもない。とすれば、同じ形態を取る 603 号墓の木函も、この<sup>(33)</sup>葉函に類するような貴重品が入っていたに相違ない。幸いにも朽ちずに残っていた底板（「簡報」の言う木簡）の三行の漢文がそれを語っている。まず「簡報」の提示する移録を示してみよう（挿 8）。

- 1 柴桂 一枚
- 2 緋 二丈
- 3 絳 五

この移録のうち、一行目の「柴」字は「紫」字と類似するもので、「紫」を「柴」のように書写した例も吐魯番出土文書には見出せる。<sup>(34)</sup>また三行目の「絳五」も、このままでは意味が取りにくく、他の二行との関係もつかみにくいように思える。「絳」の下漢字は、「五」以外にも「一枚」のようにも読み取れるが、いかがであらうか。この点は後に触れることとし、まず一行目の「柴桂 一枚」から検討しよう。

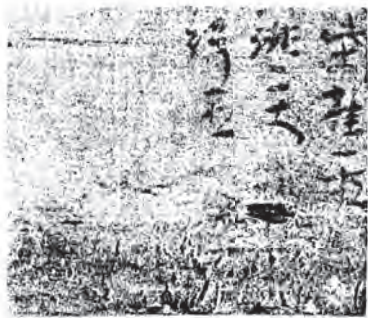
---

(32) 大庭脩氏は、「常備葉をいれて封印してあった」と想定している。大庭 1990, 80 頁。

(33) 使用した葉は、傷病兵卒一人ひとりの名、使用した葉名と量までが記録に残されるほどあった。初山 1999, 183 頁。「検」の形態を取るのは、葉の使用時に箱を開き、使用後また封じするため、その葉箱が玉門都尉、玉門候官、玉門候などの上級統括官を経て組織的に顯明燧へと届けられたため（中味と宛名を明記した書留小包の類）など、多様な想定が可能であろう。

(34) その一例は、「高昌重光元年（620）信女某甲随葬衣物疏」64TAM31:12に見出せる（中国文物研究所・新疆維吾爾自治区博物館等（編）1992, 358 頁）。文字は確かに「柴」に見えるが、録文では「紫」と移録されている。これは「むらさき」色でないという意味がとれないから、妥当な移録である。荒川正晴氏のご教示である。記して謝意を表する。





挿 8 603 号墓の木函の底板

「簡報」17 頁の図 21.

「<sup>さいけい</sup>柴桂」とは、いったい何を示す用語なのであろうか。それを「紫桂」と読めばどのようなことになるのであろうか。先にも触れたように当地トゥルファン地域は、漢文化の波及地域の中にあっても、随葬衣物券疏が大量に出土する地域であった。随葬衣物券疏とは、随葬衣物（副葬品）を一点ずつ「箇条書き」にしたリスト、すなわち「疏」に、その随葬衣物を他者が奪うことを禁止する付加文言などを添えた葬礼文書を言う。<sup>(35)</sup>しかし数多い当地出土のその副葬品リスト（疏）の中に、「柴桂」も「紫桂」も一例も見出すことはできない。この点は、当地外から出土した随葬衣物券疏の疏にあってもまったく同じである。ということは、この「柴桂」を、たとえ「紫桂」と移録したとしても、両者ともに随葬衣物券疏のリスト（疏）に記して墓室内に納められるような通常の副葬品ではなかった、その可能性が極めて高いことになる。したがってこの木函の底板（「簡報」の言う木簡）は、随葬衣物券疏のリスト（疏）に類似して見えても決して同じには扱えないことになろう。この点は重要である。

そこで、「柴桂」あるいは「紫桂」という名称そのものを追い、通常の随葬衣物には含められない「柴桂」あるいは「紫桂」それ自体を明らかにする必要がある。私はそれらを、桂皮、肉桂、紫油桂、柴桂、紫桂、油桂、桂肉、桂枝など多様な語が当てられている中国の雲南やブータン、ネパールを含む

(35) すべてに付加文言が添えられているとは限らない。疏だけのものも出土する。

北インドに分布する樟<sup>くすのき</sup>科肉桂（ニッケイ）属の常緑高木を指すと推察する。<sup>(36)</sup> 学名はシナモンタマラ（*Cinnamomum tamala*, タマラニッケイ）である。つまり「柴桂」を「紫桂」と写しても、結果的には同類の異称とみなすことが可能となるのである。「柴桂」あるいは「紫桂」が、これほどにまで一括しにくいほどの多様な呼称のなかに内包されているのは、その樹皮や枝や根を乾燥させたものが中国医学で用いる薬物（漢方薬の素材、すなわち生薬<sup>しょうやく</sup>）となるからで、薬物そのものの名称とその処方名までもが呼称として流布したためであろう。蛇足ながら、その樹皮や根からは漢方薬だけでなく香辛料も作られる。その代表的呼称が著名なニッキ（肉桂）である。したがって本稿では、「簡報」が「柴桂 一枚」と移録した「柴桂」は、「柴桂」なのか、あるいは「紫桂」なのかの厳密性を回避し、中国の桂類薬物、桂類香辛料に内包される一つとして認識しておきたい。<sup>(37)</sup> 「枚」という薄く平らなものの数える助数詞がそれに添えられるのは、樹皮や枝や根を乾燥させ素材として小片に加工されているからであり、「柴桂」、あるいは「紫桂」のいずれであっても、ともにこの助数詞と整合し矛盾はない。ただし本稿における移録は、「紫」である可能性を内包させつつも、実見した際のメモに従って「柴」で統一しておく。

それではなぜ、このような「柴桂」を墨書してまで墓室に納めたのであろうか。「柴桂」が薬や香辛料で間違いないとすれば、通常の感覚からすればそれは生者には必要であっても、墓室に埋葬される死者には不要のはずである。だからこそ生前の使用の品々を墓室に納めることを主たる目的として作成された随葬衣物券疏のその疏にも、薬の類は見出せないのであろう。とすれば「柴桂」はいつそう不可解とはなるが、さらに検討してみよう。

先に見たようにこの「柴桂」は、桂皮、肉桂、紫油桂、紫桂、油桂、桂肉、

---

(36) 詳細な情報を提供するのは、真柳 1995. 日本公定書協会 1961 の C-556 「ケイヒ」の項、伊沢 1980, 159 頁の「ニッケイ」の項、難波 1980, 141-143 頁の 58-1~10 「桂皮」の項などから類推。ネット上の情報であるが、次のものは役立つ。 [http://addme.net.au/products\\_info/chinese/tamala\\_cinnamomum.htm](http://addme.net.au/products_info/chinese/tamala_cinnamomum.htm) .

(37) したがって日本に言う「かつら科」の「桂（かつら）」とは異なる。

桂枝などと多様に呼称されたように、「桂」それ自体を母体とする用語である。そこで「桂」そのものに焦点を当て、「桂」の持つ固有性から墓室の「柴桂」<sup>(38)</sup>を探っていこう。

中国世界における「桂」は、現実世界の「桂」だけを指しているのではなく、天空・月の架空の「桂」と重ねられていることに大きな特色がある。「桂」は、天界と下界、異次元空間と現実世界の双方にまたがる語なのである。月を「月桂」とも呼ぶように、月に「桂」の木が生えているという根強い伝承が広く流布していた。よく引かれるのは、晩唐の文人・段成式（803～863年）の『酉陽雜俎』巻1、天咫に収録された次の一文であろう。

旧言、月中有桂、有蟾蜍。故異書言、月桂高五百丈、下有一人、常斫之、<sup>(39)</sup>樹創随合。人姓呉、名剛。西河人。学仙有過、謫令伐樹。

旧に言う、「月の中に桂あり、<sup>せんじょ</sup>蟾蜍あり」と。ゆえに異書言えらく、「月の桂は高さ五百丈。下に一人ありて、常にこれを斫るも、樹の<sup>き</sup>創<sup>きりあと</sup>は随いて合う。人の姓は呉、名は剛、西河の人なり。仙を学<sup>あやまち</sup>びて過あり。謫せられて樹を伐らしめらる」と。

月には昔から「桂」と「蟾蜍」（ヒキガエル）がいると書き出し、その「桂」について、五百丈もある巨木であり、切っても切っても<sup>きりあと</sup>創はすぐに合わさって元に戻ってしまうという異書の記述を紹介する。それは不死に匹敵するような再生力の強さを持つ樹木という意味あいなのであろう。しかもその木を切られているのは、仙（仙術）を学んで過失のあった西河（西河郡、山西省）の

---

(38) 先に見たように「桂」は、中国にあっては桂類薬物、香辛料に内包されるが、それ以外にも木犀（モクセイ科モクセイ属）や神仙世界や天界の架空の樹木を指す場合もあって単純ではない。木犀も、巖桂、丹桂（キンモクセイ）、銀桂（ギンモクセイ）と「桂」字を用いるので混同しやすい。

(39) 『四部叢刊』正編024（台湾商務印書館、12頁）。和訳は今村（訳注）1980、46-47頁を参照。

呉剛という人で、そのために月に流されたのだという。際限のない伐採は処罰なのであろう。おそらくこの話は、月に逃れた弓の名手・羿<sup>げい</sup>の妻の姮娥<sup>こうが</sup>が、蟾蜍<sup>(40)</sup>とされたという別の伝承と重層化させたものであろう。蟾蜍とされたのは、夫の得た不老不死の薬を盗んで独り占めにしようとして月に逃れたからである。その咎である。奇っ怪な伝承が複合されて複雑化したもののようであるが、墓室の死者のための桂類薬物、桂類香辛料である「桂」を検討するなかで強く関心を抱くのは、架空の樹木としての月の「桂」が、その「対」と認識される「蟾蜍」とともに不老不死やその薬、あるいは仙（仙術）との相関のなかで語られていることである。そしてさらに、月にあって玉兔（白兔と併用される）が、若木<sup>(42)</sup>の端から取った神薬を搗いて作る「蝦蟆丸」（蝦蟆は、ガマ、ヒキガエル、先に姮娥に係わって触れた蟾蜍に同じ）という不老不死の薬に連鎖的に重ねられていることも、追加しておく必要があろう。<sup>(43)</sup>

(40) 『淮南子』巻6、覽冥訓に、「譬若羿請不死之藥於西王母，姮娥竊以奔月（譬へば、羿<sup>げい</sup>、不死之藥を西王母に請ひしに、姮娥竊みて以て月に奔る）」と見える。楠山 1979、317 頁。

(41) なおこうした神仙世界と係わる「桂」は、日本にも伝わっていたようで、『古事記』上巻に見える火照命（海幸彦）が船に乗って訪れたという「綿津見神之宮」にあった「湯津香木」という木も、

其綿津見神之宮者也。到其神御門者，傍之井上，有湯津香木。故坐其木上者，其海神之女，見相議者也。訓香木云加都良。木。

（青木・石母田・小林・佐伯（校注）1982、106 頁）とあるように「香木を訓みて加都良ト云ふ。木。」と註記するように「かつら」と読ませている。しかもその加都良を「香木」とわざわざ記しているのであるから、日本に言う落葉高木の通常の「かつら」ではなく、香辛料の素材を取る中国の常緑高木の「桂」に由来を求めていることは疑いない。なお湯津の「湯」は「齋」であって神聖を示し、「津」は助詞の「の」に当たる。

(42) 『淮南子』巻4、墜形訓に、「扶木在陽州……。建木在都廣……。若木在建木西，末有十日，其華照下地。（扶木は陽州に在り……。建木は都廣に在り……。若木は建木の西に在り。末に十日ありて、その華、下地を照らす。）」と見える若木を指す。楠山 1979、208 頁、白須 2011、53 頁を参照。

(43) 「董桃行」と題される「楽府」の一節に見える「采取神薬若木端。玉兔長跪搗藥蝦蟆丸」（『宋書』巻21、樂志、中華書局本612頁）とも対応するように、六朝にはすでに敷延化した伝承であった。なおここに言う「楽府」とは、「さいしょ漢の市民の歌として」

さてこうした中国古代の伝承の重層的連関を重視すると、日本の平安前期、9世紀の終わりに編纂された都良香<sup>みやこのよし</sup>の漢文集、すなわち『都氏文集』巻第3のなかにみえる「紫桂」という「桂」が気に掛かることになる。良香<sup>よし</sup>が「対策（方略試・秀才試・文章得業生試）」という官吏登用試験に及第した時の対策文（解答）のなかに、

芝英五色，春雨洗而更鮮，松蓋千尋，暮煙扶而彌聳，奇犬吠花，聲流於紅桃之浦。驚風振葉，香分於紫桂之林。

芝英（靈芝）の五色は，春雨が洗いてさらに鮮やかに，松蓋<sup>まつかさ</sup>の千尋は，暮煙<sup>たす</sup>が扶けていよいよ聳<sup>そ</sup>だつ。奇犬が花に吠え，〔その〕声は紅桃の〔咲く〕浦（川辺）へと流る。驚風（強風）は葉を振いて，〔紅桃の〕香は〔さらに〕紫桂<sup>(44)</sup>の林へと分れる（流れゆく）。

と記した「紫桂」である。これは「神仙世界をどのように認識するのか」という設問に対する良香の解答の一節であることが重要で，この「紫桂」もまた神仙世界の桂を指していることは疑いない。強風が紅桃の葉をあおって紅桃の香をさらに紫桂の林へと流し分かっているという光景は，異域としての神仙世界<sup>(45)</sup>である。しかしその様相は，良香の個人の空想の所産ではなく，彼自身が、

---

ㄨ 生まれ、三国六朝の文人の重要な表現形式」（吉川幸次郎）となった詩のことである。中津 1977，「序」v 頁。なおこの楽府は「董逃行」とも題される。遼欽立輯校 1983，264 頁。なおこの伝承は，本文に引く都良香の「対策」の中にも「姮娥偷葉，奔兔魄〔月の異称〕於泰清〔天の異称〕之中」と見える。9 世紀の日本にも流布していた。中村・大塚 1988，150 頁。

(44) 原文は，中村・大塚 1988，150-159 頁，参照。書き下し文は改訂。なお『本朝文粹』は，「問」と「対策」の双方を収録。岩波新古典文学大系本（大曾根・金原・後藤（校注）1992）は、『本朝文粹』抄であり，この「対策」の校釈は未収録。柿村（註）1930 を参照。

(45) この紫桂を紅桃との対句とみれば，紅の桃に対する「紫の桂」となり，「紫桂」という固有名の桂ではなくなる。しかし，先に挙げた桂類薬物の名称にも「紫桂」という語も見え，双方の可能性がある。なお「紫」を形容詞とすれば，紫微垣（天帝の住む場所）の用例があるように，至高の色となろう。

斯皆事光彤編，餘映靡盡。義茂翠簡，遺囑可探。

これみなことは彤編に光りて，余映は尽きることなし。義は翠簡に茂りて，遺囑は探るべし。

と追記しているように，典籍（彤編，翠簡）に依拠したものなのである。その典籍が中国のそれであることは疑いないが，その一つは，後秦の王嘉が撰した『拾遺記』<sup>(46)</sup>であると指摘されている。4世紀に成立したとおぼしきその『拾遺記』の一節には，

閼河之北，有紫桂成林，其實如棗，群仙餌焉。韓終采藥四言詩曰，「閼河之桂，實大如棗，得而食之，后天而老」<sup>(47)</sup>。

閼河の北，紫桂ありて林をなす。その実は棗のごとくして，群仙（多くの仙人）はこれを餌べる。韓終（秦の始皇帝の命を受けて徐福とともに不老不死の先約を求めて旅立った方士）の「采藥」という四言詩に，「閼河の桂，実は大きく棗のごとし。得てこれを食べれば，天に<sup>おく</sup>后れて老ゆ」という。

とあるように「紫桂」（「柴桂」ではない）の語が確かに見えている。神仙世界の閼河の北の紫桂の林のその紫桂の大きな棗のような実を食べると，「后天而老」，つまり天よりも<sup>おく</sup>后れて老いるのだという。奇妙な表現であるが，この句は，「不死」である「天」が万一にも老いて死を迎えるようなことはありえないであろうが，神仙世界のこの紫桂の実を食べたものは，その「天」よりも後に老いるのだと理解すべきであろう。天にも等しい不老不死，つまり永遠性と同義なのである。とすれば，「紫桂」になる実は，神仙世界においてのみ手に入れることが可能な不老不死の仙薬なのである。

4世紀に成立したとおぼしきこの『拾遺記』は，その様に語っているのである。

---

(46) 柿村（註）1930，364頁。

(47) 明・程榮校輯『漢魏叢書』下，中文出版社，1971，1563頁。

したがって「桂」には、桂類薬物の素材という意味に加えて、神仙世界の不老不死の仙薬の意味も付会されているとみなしてよからう。

とすれば、問題とする十六国期の603号墓の出土の「木函」の中に入っていたと推定される「柴桂」も、単なる桂類薬物・香辛料の素材でなく、不老不死の仙薬の実をつけるような神仙世界の「桂」との関係が深い、そのようにみなすことも可能となってくる。死者の精神が墓室に閉じこめられて終わるのではなく不老不死、つまり永遠性を持つ神域としての天界へ昇るのだということになれば、仙薬としての「桂」は、不老不死の仙域や天上界に昇天する死者にとっては必需品となろう。<sup>(48)</sup>それは、すでに触れておいたこと、この「木函」を出土した603号墓が、同時代の同族のしかも極めて近接する408・605号両墓の壁画と密接な関係にあったことを浮上させる。408・605号両墓の壁画は、天界が墓主を地上界まで出向いて迎え、そして天界へと誘う「来迎・昇天」をまさしく主題とするものであったからである。死者が単なる死に終わるのではなく来迎されて昇天するのだとすれば、不老不死の仙薬を得ることは道理にかなうことになる。もし603号墓の「木函」の底板に書かれた「柴桂」をこうした来迎昇天という特別な場と並行させれば、墓室の桂類薬物という不可解なものも、解けたことになろう。それは、まさしく仙薬の類だったのである。とすれば仙薬に係わって頻出した「紫桂」のほうが、「柴桂」よりもより普遍性は高いということになろう。したがって「柴桂」の「柴」そのものの移録は「柴」字で誤りはないとしても、「紫桂」と見なすのが理解しやすく妥当なのかもしれない。

さてそれでは、残る二つ「緋 二丈」と「絳 五 (一枚)」は、どのように考えればよいのであろうか。「紫桂」と、「緋」と「絳」を一括しての木函に入れたのはなぜであろうか。これらもまた難問であるが、「柴桂」、「緋」、「絳」という三点セットをだれがもたらしたのかという課題と並行させつつ、次に、日本の説話を援用してさらに追ってみよう。

---

(48) 昇天して不老不死となるのではなく、「不老不死となってこそ昇天できる」ということなのであろう。この点はさらに検討して明確化を図るべき課題と承知しているが、その際、本文にも触れていく日本の「かぐや姫」は参考となる。



## 5. 「木函」と日本の説話『竹取物語』の「箱」と「不死のくすり」と「天の羽衣」

日本には、「物語の出で来はじめの祖」(紫式部『源氏物語』の絵合巻)とされる『竹取物語』という説話がある。作者は不明ではあるが、その成立は10世紀初め(平安初期)に遡るものと推定されている。竹の中から見出された小さな女の子が美しく長じて、貴公子だけでなく<sup>みかど</sup>帝の求めも拒みつつ、月へと帰っていく異域の人・かぐや姫の物語である。それは死による人の昇天とは異なって、「罪をつくり」天界から下界へ落とされた天界のかぐや姫が「罪の限り果て」たことによって、天からの迎えによって月の都へ還っていったものである。しかし天界からの下界への「来迎」、下界からの「昇天」であることは、死による人の昇天とよく相似する。そこで「来迎」時における、その様相に注目してみよう。

天人の中に持たせたる箱あり。天の羽衣入れり。又あるは、不死のくすり入れり。一人の天人言ふ、  
「壺<sup>つぼ</sup>なる御くすりたてまつれ。きたなき所のもの、きこしめしたれば、御心地あしからむ物ぞ」

とて、持てよりたれば、わずか嘗め給ひて、少し形見とて、脱ぎをく衣に包まんとすれば、ある天人、包ませず。<sup>(49)</sup>

さてこの天界からの来迎に当たって最も注目したいのは、「雲に乗りて降り来て」天界から来迎してきた天人の一人が持参していた「箱」である。その中には「天の羽衣」と「不死のくすり」が入っていたからである。<sup>(50)</sup> まず「不死のくすり」から考察しよう。

かぐや姫の昇天に際して、天界からもたらされた「箱」に入れられていた「不死のくすり」は、先に見た「柴桂」と驚くほどによく重なりあう。不老不死

(49) 堀内・秋山(校注)1997, 72-73頁。以下注記しないが、『竹取物語』の引用は、同書による。

(50) 「天の羽衣」と「不死のくすり」の入った箱をそれぞれ一つずつとみるか、両者がいっしょに入って一つと見るかは、課題としておく。

の天上界に昇天する死者にとっては必需品であったと見たこと、「函」に入れられていたことまでが類似するのである。確にかぐや姫は罪を償い切ったことによる来迎昇天であって死によるものではない。しかし、下界にあって人と共に生活していたことは重視されなくてはならない。天界からもたらされた「不死のくすり」の効能は、下界、すなわち「きたなき所」(穢土)で「きこしめ」した(食べる敬語)ことによって醸し出された「あしからむ」(悪と思われる)「心」を清算することである。清浄の不死の世界としての天界へ下界から昇天するかぐや姫は、昇天に先だってそれが求められていたのである。<sup>(51)</sup>したがってその来迎昇天は、人のような死を機縁とするものではないとしても、下界にあったものが昇天するには、「不死のくすり」によって不死の天界にふさわしい清浄が求められていたことになろう。それが「不死のくすり」の効能なのである。とすれば、仙薬の類と推察される「柴桂」もまた、墓主の天界への昇天には清浄不死になるために欠かせないものだったことになろう。

さて「柴桂」をこのように「不死のくすり」と対比させてよいとすれば、「不死のくすり」と同様に「箱」に入れてもたらされた「天の羽衣」も当然考察の対象となろう。

天人の中に持たせたる箱あり。天の羽衣入れり。又あるは、不死のくすり入れり。……〔ある天人〕御衣をとり出<sup>いで</sup>て、着せんとす。その時に、かぐや姫、「しばし待て」と言ふ。「衣着<sup>きぬ</sup>せつる人は、心異<sup>こと</sup>になるなりといふ。物ひと言<sup>こと</sup>、言ひをくべき事ありけり」  
と言ひて、文書<sup>か</sup>く。<sup>(52)</sup>

(51) 「少し形見とて、ぬぎをく衣に包まんとすれば、ある天人、包ませず」(堀内・秋山(校注)1997, 73頁)とあるように、かぐや姫が、「不死のくすり」を形見として、そつと、下界に残しておこうとした際、ある天人がそれをさせなかったことが記されている。したがって、この「不死のくすり」は、下界に生きている人にはむやみには与えてはならないものと考えられていたのであろう。

(52) 堀内・秋山(校注)1997, 72-73頁。

この「天の羽衣」は、同文中に「御衣<sup>みぞ</sup>」,<sup>きぬ</sup>「衣」とも呼んでいることから同じものだと理解される。この天からもたらされた「箱」に入っていた「天の羽衣」(「御衣<sup>みぞ</sup>」,<sup>きぬ</sup>「衣」)を着ると、「心異<sup>こと</sup>になる」という。それは、

〔天人〕ふと天の羽衣うち着せたてまつりつれば、翁を「いとおしく、かなし」とおぼしつる事も失<sup>う</sup>せぬ。此衣着つる人は、物思ひなくな<sup>(53)</sup>く成にければ……

という続く文面から推察可能である。天人が、かぐや姫に天の羽衣をうち(さつと)着せてしまえば、人の心、感情を失ってしまい、「物思ひ」がなくなるといのである。これが下界に住む人と天界に住む者の相違であり、心の平安、清浄、さらに言えば不老長寿という永遠性の所産なのであろう。それが下界と「心異<sup>こと</sup>になる」という表現なのである。この「天の羽衣」は、先に触れたように「御衣<sup>みぞ</sup>」,<sup>きぬ</sup>「衣」と同じである。「衣着せつる人は」<sup>きぬ</sup>、古本では、「きぬぎつる」、内本では「きぬをきせつる」と見えるという<sup>(54)</sup>。それを素材としての「きぬ」に来源を求めていると理解すれば、「きぬ(衣)」としての「天の羽衣」と「緋 二丈」との相関が次の課題となろう。

「緋 二丈」が、身の丈の二倍の長さの「緋」を指していることは問題はない。とすれば、それは緋衣のような衣装の形態を取って完成されているような一品ではなく、むしろ布という素材の形態をそのまま指していることになろう。緋は、濃い赤、紅深紅の色の形容であるから、「緋 二丈」は、赤く染められた身の丈の二倍の長さの細長い絹織物となろう。これを、かぐや姫が身につけて昇天した「天の羽衣」と見なすことは、想像に難くない<sup>(55)</sup>。

---

(53) 堀内・秋山(校注)1997, 74-75頁。

(54) 堀内・秋山(校注)1997, 73頁の註24。

(55) この場合重要となるのは、かぐや姫が、流布する天の羽衣伝承(丹後国・近江国風土記)のように、「天の羽衣」を身につけて直接昇天したのではなく、天界の遣わした「飛ぶ車」に乗って昇天したことである。これは、問題とする408・605号の壁画の

とすれば「絳 五」とは何を指しているのでしょうか。先に触れたように「簡報」の言う「五」を「一枚」と移録した上で、次のように推察する。

絳は、赤色の形容である。そして「五」ではなく、「一枚」と読んだのであるから、先の「丈」とは異なるものの数え方であるから赤い物一つを指すのであろう。先に「柴桂」に係わって触れたように、「枚」は、薄く平らなものを数える助数詞であった。これに加えて留意しておきたいのは、当地トゥルファン出土の随葬衣物券疏の「疏」のなかに、通常、衣類などに用いられる「領」や「立」など助数詞と併用して、この「枚」（アンダーラインの箇所）も使われる。たとえば、薄物の下着「衫」についてみれば、

(練)  
故練衫一領 (「建平六年張世容随葬衣物疏」75TKM99:7)

中国文物研究所等(編)1992, 90頁.

故帛練衫一領 (「北涼緑禾六年翟万随葬衣物疏」63TAM2:1)

中国文物研究所等(編)1992, 85頁.

(練)  
帛練衫一領 (「北涼欠名随葬衣物疏」2006TSYIM4:8)

荣新江・李肖・孟憲実2008, 175頁.

故絹衫一領 (「北涼令狐阿泌婢葬衣物疏」2004TAM408:17)

荣新江・李肖・孟憲実2008, 21頁.

故衫一立 (「闕氏高昌欠随葬衣物疏」97TSM1:5 背面)

荣新江・李肖・孟憲実2008, 126頁.

故絹衫一枚 (「北涼趙貨随葬衣物疏」2006TSYIM4:4)

荣新江・李肖・孟憲実2008, 173頁.

---

ㄨ 「天蓋付の曲がった足のついた黒色の台」との類似性も高くするだけでなく、「木函」, 「緋 二丈」と相まって、単なる類似性を越えていると認識すべきであろう。近江国風土記の「伊香小江」<sup>いかこ／をうみ</sup>の項, 秋本(校注)1970, 457-459頁と丹後国風土記の「奈具社」の項, 秋本(校注)1970, 466-469頁を参照。

(56) 『説文解字繫伝通釈』巻25, 繫伝25の「絳」には「大赤也」とみえる(『四部叢刊』台湾商務印書館, 251頁)。

<sup>(57)</sup>  
とみえるのがそれである。

とすれば問題とする「絳 一枚」も、「うすもの」のような小さな布類にも使用された助数詞でもあったことになる。したがって「枚」を助数詞とし、小さな「木函」にも入る「絳」（濃い赤の単独物品）に、濃い赤の小さな布類も候補として内包させてもよいかもしれない。これは推察である。しかしいづれにせよ同じ「木函」に入れられるのであるから昇天に必要な品であり、それほどには大きくないものと認めてよい。

さて以上のように考察すれば、「木函」の中に入っていたのは、「絳 一枚」の曖昧性を残しながらも、「不死のくすり」、つまり仙薬としての「柴桂」、天の羽衣としての「緋 二丈」として三点セットだったと想定することができよう。

## 6. 「木函」は、「来迎・昇天」という他界観念の所産

さて、『竹取物語』によれば、「天の羽衣」と「不死のくすり」の入っていた箱は、<sup>(58)</sup>  
「大空より」「雲に乗りて降り来」た「王とおぼしき人」に率いられた天人がもたらしたものであった。とすればこの日本の物語を援用して、昇天のための三点セットとおぼしき品々を入れたと推定した 603 号墓の「函」もまた天界からもたらされたと観念されていた、そのように見なしたとしても無謀ではなかろう。それを先のレポートに提示した 408 号墓と 605 号墓の壁画に即して言えば、「天蓋付の曲がった足のついた黒色の台」に乗って天界から降りて

---

(57) 他にも数例を確認できるが、もう一例「裙」で示しておこう。

故布裙一立（「建平六年張世容随葬衣物疏」75TKM99:7）中国文物研究所等（編）1992，90 頁。

故帛練裙一立（「北涼緑禾六年翟万随葬衣物疏」63TAM2:1）中国文物研究所等（編）1992，85 頁。

故絹裙一枚（苻長資父母塋墓随葬衣物疏 75TKM99:16）中国文物研究所等（編）1992，91 頁。

(58) 引用は、堀内・秋山（校注）1997，69 頁。なおこの「王とおぼしき人」は、「雲に降りて降り来」た迎接の中のリーダーを指すもので、天帝のような天界の王を意味しない。

墓主を迎えた二人の天界からの使者がもたらしたものと<sup>(59)</sup>なろう。したがって問題としている「木函」の底板の三行の漢文は、昇天のための三点セットとおぼしき品々を記した、天界からの墓主への贈呈リストと見なすべきものとなろう。とすれば、先に「柴桂」を取り上げた時に触れたように、これを近親者や友人などの現実世界の人々が作成して墓室に納めた「随葬衣物券疏」<sup>(60)</sup>のその疏（リスト）とは混同はできないことになる。また当地トゥルファンの古墓群にあって、随葬衣物券疏の疏に記されたような物品を、特別に「木函」に入れて別扱いとしたような事例があったという報告は目にすることがない。

さてこのように整理して、「木函」そのものを検討しよう。昇天のための三点セットとおぼしき品々を入れた「木函」は、天界が墓主に贈る極めて大切なものであるから「検」の形式を取って密封し、天界、おそらくはその主宰者である天帝がその使者へと託したはずである。そこでこの推定をより確かなものとするため、次の諸点を補っておこう。

すでに触れておいたように「木函」の蓋である「検」の「封泥匣」には、封泥が残存していた。封泥とは、「木函」を密封するために巻き付けた紐を、「封泥匣」に押し込んだ泥塊で抑え封じたものである。そしてその泥塊には、陰刻の印が押し当てられていたのであるから、もとはその印文が浮かび上がっていたはずである。捺された「印」は、発信元が天界であるから、天界に係わる印だったはずである。もとより虚構の話であるから、その様な印自体が実在するはずもないが、現実には、こうした類の印を捺した封泥は出土する。しかも、決して一二に留まるような少数ではないのである。ということは、古代中国世界における異次元世界との交流観念は、決して中途半端なものではなく相当度の整合性を以て体系化されていたと認識すべきであろう。

中国金石学の大家であった王献唐（1896～1960年）は、山東省の臨淄から出土した封泥を検討して『臨淄封泥文字』を著した。そしてその「封泥」を

---

(59) 白須 2011, 47 頁。

(60) 孟憲実 1990, 199-200 頁。

次のように分類して紹介している。

……故封泥之制，肇自有周，而終晋宋，別之約為二類。一如周官所載，用以封物，一於簡書往還，用以封檢。現存周代封泥，多属前類，秦漢諸品，又皆後属類。此外以復韃封門戶，更有方士封泥。如天帝之印，黄神越章諸文，又厭勝鈴封用者也。<sup>(61)</sup>

……封泥の制は，有周（有周の「有」は助字，すなわち周）より肇<sup>はじま</sup>り，晋・宋に終わる。これを別ちて約<sup>およ</sup>そ二類となす。一つは周官所載のごとく用いて以て物を封じ，一つは簡書の往還において用いて以て検を封ず。現存の周代の封泥は多く前類に属し，秦漢の諸品は，また，みな後類に属す。この外，復韃を以て門戶を封じ，さらに方士の封泥あり。「天帝之印」，「黄神越章」の諸文のごときは，また厭勝<sup>ようしょう</sup>鈴封用のものなり。

これによれば，出土した封泥から推察される封泥の制は，主要には，物品を封じる場合と，簡書のやりとりに検を封じる二類であるが，それ以外にも，門戶の封印に用いたり，また方士が用いるものもあるのだという。そしてその方士が用いたものは，封泥上に「天帝之印」，「黄神越章」と文字が浮かび上がる印だという。つまりこれらが，今ここに問題化しようとする天界の主宰者とおぼしき天帝そのものの印や，黄帝の印なのである。

それでは方士が「厭勝鈴封用」（内容は後述）として用いた印，すなわち「天帝之印」や「黄神越章」は，どのような背景の中で生み出されたものなのであろうか。

現時点で承知している「天帝之印」の封泥は，呉式芬・陳介祺の『封泥考略』<sup>(62)</sup> 卷 7 に挙げられたものである。現在，その陳介祺旧蔵の封泥は東京国立博物館

---

(61) 王獻唐 2010, 290 頁。

(62) 呉式芬・陳介祺 1990, 卷 7。



の所蔵となっているが、「天帝之印」の封泥もそのなかに含まれている。<sup>(63)</sup> 呉・陳両氏の解説によれば、方士が佩びるこの「天帝之印」は、実は「黄神越章天帝神之印」を省略したものなのだという。その「黄神越章天帝神之印」の封泥も、また「黄神越章」だけの封泥もそれぞれ出土を確認できることから、これら「天帝之印」、「黄神越章」、「黄神越章天帝神之印」(挿9)の三つは、深い相関関係で結ばれていたのであろう。さらにまた、「天帝之使者印」もこれらの印の類で、同様に方士が佩びた印だと呉・陳氏はいう。

今、ここに天帝、黄神、天帝之使者の相関は何か、またなぜ越章なのかというより本源的な諸課題に入ることは論題を外れるため避けたいが、興味深い問題として課題としておきたい。したがってこの点に係わっては、西晋末の葛洪の『抱朴子』内編卷17の登渉に見える次の一文を参照しておくに留めたい。

古之人入山者，皆佩黄神越章之印。……以封泥著所住之四方各百步，則虎狼不敢近其内也。……若有山川社廟血食惡神能作福禍者，以印封泥，斷其道路，則不復能神矣。<sup>(64)</sup>



挿9 諸神の封泥

左より、「天帝之印」、「黄神越章」、「天帝殺鬼」(呉式芬・陳介祺 1990 卷7より)、「黄神越章天帝神之印」(后晓荣・丁鹏勃・渭父 2001, 6 頁, 図 1-61)。

(63) 東京国立博物館(編) 1998.

(64) 世界書局編集部 1974, 89 頁.

昔の人は山に入る場合、皆な黄神の印を帯びた。……この印を粘土に押して住居の四方、百歩のところに貼っておくと、虎も狼もその中に入ってこようとはしない。……山川の社や廟の生臭物を好む悪神で人に対して福や禍を降すものがあつた場合、この印を粘土に押したものでその通路を断つてしまえば、もはや神通力<sup>(65)</sup>はなくなる。

これによれば、昔（葛洪の時代、すなわち西晋末以前）、人が山に入る時、すなわち仙人となる修行を行う時、「黄神越章」の印を粘土に捺しつけた封泥で四方を封じておきさえすれば、猛獣や悪神の禍を封じることができる、そのように信じられていたことが窺える。つまり「黄神越章」は、黄神によるバリア効力があるということなのであろう。したがって「黄神越章」印と深い相関関係で結ばれていた「天帝之印」、「黄神越章天帝神之印」、「天帝之使者印」の諸印もまた、人に対する禍を封じる同様な効力を持つ印なのであろう。とすれば出土している「天帝殺鬼」（挿9）の封泥などもその類で、殺鬼というより具体的効力を強調したのかもしれない。しかも王献唐、呉式芬、陳介祺氏はこぞってこれは方士が佩びていた印と明言するのであるから、方士が、人に対する様々な禍を封じるそれら諸神の代行行為（諸神が乗り移ったかのような振る舞い）をなす際に使用したものと、想定されよう。したがって先に保留しておいた王献唐氏の言う封泥の用途の一つ「厭勝鈴封用」とは、具体的には、その方士が、人に対する禍を封じる呪術的儀礼を行う際の諸印と理解してよいことになる。そしてさらに、後漢期以降（葛洪のいう「昔」に該当しよう）の古墓から大量に出土している鉛券などに書かれた「買地券文」、あるいは陶罐などに書かれた「鎮墓文」などに頻出するこれら諸印の諸神と重複する天帝、天帝神師、天帝使者、黄神、黄神使者などの存在を勘案すれば、葬送儀礼の場においてもこうした諸神の代行行為を行った人々が

---

(65) 本田（訳注）1990、374頁。

いたことが推定可能となろう<sup>(66)</sup>。それが、王、呉、陳氏らの言う「方士」ということになろう。

それではこれら諸印を所持し諸神やその使者に仮託して代行行為をした方士とは、元来はどのような存在だったのであろうか。それは、秦の始皇帝の命を受けて東海に不死の仙薬を求めた徐福のような不老長寿の仙人になるために修行を積み、薬物を用い、呪術も行った宮廷にまで出入りするような人々であった。その方士が、人々に対する様々な禍を封じる儀礼を請け負っていった際、それら諸神やその使者に仮託して次第に代行行為をなすようになっていったのであろう。それは想定の域に留まるが、後漢末以降魏晋期の天師道、太平道、初期道教の民間への深い浸透度を背景とすれば、その可能性は少ないとはいえない。おそらくは、こうした流れの中にある人々が、葬送儀礼の場にも立ち会ってこのような諸印を使用して儀礼を主宰したのであろう。トゥルフアン地域でも、黄紙に天帝使者の図と思われるものを画いた符籙が<sup>(67)</sup>わずかに一例ではあるが出土しているが、それを孤立的存在と見るのではなく葬送儀礼の場で使用されたものがたまたま残存したと見るべきであろう。

さてこのような想定の中で封泥を整理してみると、問題とする天界から下界へと送り届けられたと観念される「木函」の「封泥匣」の封泥に捺された印文もまた、このような「天帝之印」、「天帝使者」の類ではなかったろうか。そしてそれは、葬送儀礼の場において、この種の印を所持する方士の類が、天界の神、あるいはその使者のように振る舞って「木函」に天界の印を捺印し、そしてその「木函」の封をとりて昇天のための三点セットを取り出して見せた

---

(66) ここでは多くに触れる余裕はないが、鎮墓文などの研究現状をみるとこうした視点を欠如し、このような封泥研究が活用されていないように思われる。研究の深化を図るため検討課題とし、継続して考えていきたい。

(67) 「符籙」59TAM303:1/1. 高昌和平元年(550)、趙令達墓出土。中国文物研究所等(編)1992、129頁および巻頭図版。西方のトゥルフアンとは逆の東方・朝鮮半島の樂浪郡にあっても、「天帝黄神」の封泥が出土していることも留意しておくべきことであろう。藤田1934、950頁。藤田1936、141頁。

のかもしれない。<sup>(68)</sup> もちろん想定である。おそらく昇天に当たってこれらの印は、後漢末から盛行した巫術、それを内包する道教の広がりとは無縁ではなく、その影響は十六国期のトゥルフアン地域にも流入していたのであろう。

したがって以上の考察によって、昇天のための三点セットとおぼしき品々を容れて「検」の形式で封緘された「木函」は、墓主の昇天に際し、天界の側がその使者に託して迎接時、墓主からすれば来迎時にもたらされ、それを方士の類が、儀礼として演じたものと想定しておきたい。

## おわりに

ここに、アスターナ古墓群西区 603 号墓から出土した一つの「木函」に係わる試行錯誤にも似た考察を終える。その多岐にわたった論旨到達点を示せば、そのシルクロードの玉手箱になぞらえた異次元空間からもたらされたと観念される「木函」は、単なる副葬品ではなく、同時代の隣接墓の「来迎・昇天図」を背景とすれば、天帝が、墓主を天界に誘う昇天のための三点セットとおぼしきものを入れて使者に持参させたものとなろう。

---

(68) この「木函」の封泥は、先に触れたようにすでに壊れていた。自然な崩壊の可能性も捨てきれないが、本文のように考えることも可能である。封泥は相当度に残存しやすいものである。

## 〔付1〕 日本の「玉手箱」伝承について

異次元空間から現実世界にもたらされた「玉手箱」にその名を借りて、内陸アジア出土の「木函」を解説してきたが、「玉手箱」そのものについては、触れることがなかった。本稿にも深く関連する異次元世界における時の永遠性、異質性に係わる諸点を補っておきたい。

「玉手箱」の淵源は、『丹後国風土記』（原本の成立は、8世紀中？）の逸文の「浦嶋子」に、

をとめ たまくしげ  
女娘、玉匣を取りて嶋子に授けて謂ひけらく、「君、終に賤妾を遺れず  
して、かえりみたづ 尋ねむとならば、堅く 匣を握りて、慎、な開き見たまひそ」  
といひき、

とある「玉匣」(匣)に遡るようである。<sup>(69)</sup>

ふとした切っ掛けで、仙都（蓬山）にあつて女娘（天上仙家の人、名は  
かめひめ  
亀比売）と暮らすことになった嶋子という現実世界の男が、その仙都にいとま  
ごいをした時、その女娘が、私を忘れられなくて思い出す時は、堅く「玉匣」(匣)  
を抱いてください、でも決して開いて見ないようにしてくださいね、と言った  
「玉匣」(匣)がそれである。この玉で飾った箱は、国文学などの研究領域に  
あつては、「神仙としての浦島の靈性（不老不死）を齎し込めた箱」<sup>(70)</sup>、「神仙として  
の不老不死の靈気をこめた箱」<sup>(71)</sup>という共通理解がすでに定着しているようである。

また『御伽草子』の「浦島太郎」には、現実世界に戻った浦島太郎が、「い  
つくしき箱」（玉手箱）、すなわち先の「玉匣」(匣)をあけてしまった時の  
こととして、

---

(69) 秋本（校注）1970、473頁。

(70) 秋本（校注）1970、473頁の註34。

(71) 重松2006、19頁の註61。

中より紫の雲三すぢ<sup>のぼ</sup>りけり。これを見れば、二十四五の齢も、たちまちに変わりはてにける。

さて、浦島は鶴になりて、虚空に飛び上りける。そもそも、この浦島が年を、亀がはからいとして、箱の中にたたみ入れにけり。さてこそ、七百年の齢を保ちける。

と記述している。<sup>(72)</sup> 竜宮城の女房・亀が浦島太郎に与えた「玉手箱」は、海中の異境の城（常世<sup>とこよ</sup>、蓬莱の国）で暮らした 700 年の齢をたたみ入れた箱だったというのである。700 年も元気で若くして生きていたとなれば、不老不死を得ていたことに等しい。だからこそすでに不老不死の神仙となっていた浦島は、現実世界で「玉手箱」を開いたために 700 年の齢を一挙に負ったものの、鶴に化して天界へと上れたのである。したがってこの「玉手箱」も、不老不死の靈気を込めたと理解された「玉匣<sup>たまぐしげ</sup>」と基本的には相違するところはない。

ところで『御伽草子』の「浦島太郎」と比較される唐代伝奇小説の一つに李朝威の『柳毅伝』がある。<sup>(73)</sup> 竜宮の竜女と結ばれた柳毅という男は、神仙となり、不老不死の仙薬を身に持っていることになっている。この『柳毅伝』に、中国の竜宮譚にみられる竜女が洞庭湖の漁師に与えた「宝の手箱」をさらに重ねあわせて、その「玉手箱」を「神仙薬のような役割」をもつものと想定した論考もある。<sup>(74)</sup>

したがってこのような理解を勘案すれば、不老不死をイメージさせる仙薬などを入れたた 603 号墓「木函」を、「シルクロードの玉手箱」と呼んだとしてもさしたる支障はないはずである。

---

(72) 大島（校注訳）1974、423 頁。

(73) 内田・乾 1971、122-161 頁。前野 1997、84-104 頁。

(74) 楊静芳 2011、179 頁。

## 〔付2〕「木函」底板の背面について

「木函」底板は、「簡報」が木簡と呼ぶもので、三行にわたって、「柴桂 一枚、緋 二丈、絳 一枚」と書かれていたことは、先に述べたとおりであるが、この底板の背面についても報告しておく。それは、挿4に示したこの底板の裏の黒色部分のことである（破線の内側はすべて黒色）。実見によって確認したこの黒色が、何を意味するものか分からない。しかしせっかく調査させて頂いたのであるから、報告として一つの推定を提示し、関係者のご検討を仰ぎたい。

それは、「木函」は三本の「歯」を通過する紐で縛って「封泥匣」に詰められた封泥によって封緘してあったが、底板の裏も同様に封緘されていなかったのだろうか、という推定である。そしてその封泥封緘の跡が変色したのかもしれないと。

1959年、タクラマカン砂漠の東南の縁のニヤ遺跡から、カロシュティー文字を書いた「検」の形態を取る木簡が出土した。次頁に示したのは、その木簡の表と裏である。開封されなかった木簡である。現在、新疆ウイグル自治区博物館に保管されているもので、大きさ<sup>(75)</sup>は、15.9×5.7 cmである。注目するのは、「検」の裏まで封泥を押し当てて嚴重に封緘してあることである。これが、先に「木函」の底板の裏側でも封泥を押し当ててあったのではないかと想定した根拠である。もちろんこうした形態を取る「検」はここに示したものに限られるのではなく、いくつかの出土例が確認されている。

なお封泥を押し当てられたこの麻紐の結び方を参考にすれば、問題とする603号墓出土の「木函」の底もこのように結ばれていたのかもしれない。参考となろう。

ニヤ遺跡出土のカロシュティー文字を書いた木簡は、表だけでなく裏も封じてあったことから、極めて重要なことが木簡に書かれているに相違ない。

---

(75) 新疆維吾爾自治区博物館 1975, 25 頁, 図版 40.





挿 10 ニヤ出土の未開封の木簡

朝日新聞社 1992~1993, 96 頁, 図 252.

この木簡の解説には、背面には「これは税監（徴税官）lyipeya の印章（封印）<sup>(76)</sup>」と記されているという。この点を蓮池利隆氏にお尋ねしたところ、教示を得たので、その要点を記しておく。木簡は、大まかに四つに分類されるがこの種の木簡は、「なにになについてだれだれが保管すべしと表記（矩形）」と記される開封無効のような性格のもので、未開封のままで出土することが多いという。

(76) 朝日新聞社 1992~1993, 96 頁.

表書きの文面によって内容はわかっており、それを保持保管しておくことに意味があったとのことである。これが未開封で出土し、嚴重に密封された理由であろう。とすれば、今日の感覚で言えば、納税証明書、保険証書の類で、万一必要になる時まで保管しておくことが目的であったのだろう。そのための密封だったのである。いずれにせよ、万一に備えて不可欠のものであったことは疑いない。つまり取り分けて貴重なものであったからこそ、表だけでなく裏まで粘土を押し当てたのであろう。とすれば、問題とした「木函」も昇天に不可欠なほどに大切なものとして、背面まで封じて嚴重に密封されたのだと、その可能性を提示しておきたい。

## 引用文献一覧

### 《日文》

青木和夫・石母田正・小林芳規・佐伯有清（校注）

1982 『古事記』（日本思想大系 1），岩波書店。

秋本吉郎（校注）

1970 『風土記』（日本古典文学大系 2），第 13 刷，岩波書店。

朝日新聞社

1992~1993 『日中国交正常化 20 周年記念展 —— 楼蘭王国と悠久の美女 ——』朝日新聞社。

伊沢凡人

1980 『原色版日本薬用植物事典』誠文堂新光社。

今村与志雄（訳注）

1980 『酉陽雜俎』1（東洋文庫 382），平凡社。

内田泉之助・乾一夫

1971 『唐代伝奇』（新釈漢文大系 44），明治書院。

江村治樹

2000 『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』汲古書院（初出：「東京国立博物館保管陳介祺旧蔵の封泥 —— とくにその形式と使用法について ——」『MUSEUM』364, 1981）。

大島建彦（校注訳）

1974 『御伽草子集』（日本古典文学全集 36），小学館。

大曽根章介・金原理・後藤昭雄（校注）

1992 『本朝文粹』（新日本古典文学大系 27），岩波書店。

大庭脩

1990 『大英図書館蔵敦煌漢簡』同朋舎。

1992 『漢簡研究』同朋舎。

柿村重松（註）

1930 『本朝文粹註釈』上冊，内外出版。初版は，1922 年。

片岡一忠

2008 『中国官印制度研究』東方書店。

楠山春樹

1979 『淮南子』上（新釈漢文大系 54），明治書院。

重松明久

2006 『浦島子伝』（古典文庫 55），オンデマンド版，現代思潮新社。

白須淨眞

1983 「随葬衣物疏付加文言（死人移書）の書式とその源流——吐魯番盆地古墳郡出土の随葬衣物疏の研究（一）——」『仏教史学研究』25 卷 2 号，72-99 頁。

2011 「十六国期（304～439 年），内陸アジアの二古墓の壁画——トゥルフアン地域・アスターナ古墓群二区 408・605 号両墓壁画の解析試論——」荒川正晴（編）『東ユーラシア出土文献研究通信』第 1 号，37-62 頁。

2011 レジメ

「シルクロードの古墳壁画の大シンフォニー——4～5 世紀の来迎・昇天壁画の図像学（イコノグラフィー）——」第 42 回中央アジア学フォーラム（大阪大学・2011 年 7 月 30 日）。

白須淨眞・萩信雄

1979 「高昌墓塼考釈」（二）『書論』14，168-192 頁。

東京国立博物館（編）

1998 『中国の封泥』二玄社。

富谷至（編）

2001 「3 世紀から 4 世紀にかけての書写材料の変遷——楼蘭出土文字資料を中心に——」富谷至（編）『流沙出土の文字資料——楼蘭・尼雅文書を中心に——』京都大学学術出版会，477-526 頁。

中津濱渉

1977 『楽府詩集の研究』（訂正第二刷），汲古書院.

中村璋八・大塚雅司

1988 『都氏文集全釈』 汲古書院.

難波恒雄

1980 『原色和漢薬図鑑』下，保育社.

日本公定書協会

1961 『日本薬局方（第七改正第一部解説書）』 広川書店.

林巳奈夫（編）

1976 『漢代の文物』 京都大学人文科学研究所.

藤田亮策

1934 「楽浪封泥攷」『小田先生頌寿記念朝鮮論集』，大阪屋号書店，887-957 頁.

1936 「楽浪封泥続攷」『京城帝国大学創立十周年記念論文集 史学篇』大阪屋号書店，  
100-156 頁.

堀内秀晃・秋山虔（校注）

1997 『竹取物語 伊勢物語』（新日本古典文学大系 17），岩波書店.

本田済（訳注）

1990 『抱朴子内篇』（東洋文庫 512），平凡社.

前野尚彬（編訳）

1997 『唐代伝奇集』1（東洋文庫 2），平凡社.

真柳誠

1995 「中国 11 世紀以前の桂類薬物と薬名 ——林億らは仲景医書の桂類薬名を桂枝  
に統一した——」『薬史学雑誌』30 卷 2 号，96-115 頁. [http://mayanagi.hum.  
ibaraki.ac.jp/paper01/yakushi.html](http://mayanagi.hum.ibaraki.ac.jp/paper01/yakushi.html) にて閲覧可.

初山明

1999 『漢帝国と辺境社会 ——長城の風景——』（中公新書 1473），中央公論新社.

2001 「魏晋楼蘭簡の形態 封検を中心として」 富谷至（編）『流沙出土の文字資料  
——楼蘭・尼雅文書を中心に——』 京都大学学術出版会，135-160 頁.

門司尚之レジメ

2011 「随葬衣物疏研究の現状と課題 ——その呼称問題を中心として——」 第 43 回  
中央アジア学フォーラム（大阪大学・2011 年 12 月 3 日）.

楊静芳

- 2011 「御伽草子『浦島太郎』における異郷の転換 ——中国文献との関わりを中心に——」『学芸古典文学』（東京学芸大学国語科古典文学研究室）第4号，171-181頁。

## 《中文・欧文》

荣新江・李肖・孟憲実（主編）

- 2008 『新獲吐魯番出土文獻』上下，中華書局。

王献唐

- 2009 『臨淄封泥文字』（王献唐（編）『海岳楼金石叢編』所収），青島出版社。  
なお本著は，山東省博物館蔵本影印。『海岳楼金石叢編』所収の『臨淄封泥文字』は，「臨淄封泥文字叙」，「臨淄封泥文字目錄」を統合したもの。

王国維

- 1914 「簡牘檢畧攷」『王觀堂先生全集』6冊，文華出版公司，1968，2319-2361頁所収。  
甘肅省文物考古研究所（編）

- 1991 『敦煌漢簡』上下，中華書局。

后曉榮・丁鵬勃・渭父

- 2001 『中国璽印真偽鑑別』安徽科學技術出版社。

吳式芬・陳介祺

- 1990 『封泥考略』中国書店。なお本著は，清の光緒30年版の影印刷。

新疆維吾爾自治區博物館（編）

- 1975 『新疆出土文物』文物出版社。

新疆維吾爾自治區博物館考古部・吐魯番地區文物局阿斯塔那文物管理所（執筆は，魯礼鵬・馬金城・祖魯皮班・王博）

- 2007 「2006年吐魯番阿斯塔那古墓群西区発掘簡報」『吐魯番学研究』2007年第1期，7-27頁（「簡報」）。

世界書局編集部

- 1974 『新編諸子集成』第4冊（新二版），世界書局。

中国文物研究所等（編）

- 1992 『吐魯番出土文書』壹，文物出版社。

吐魯番地區文物局（執筆は，李肖・張永兵）

- 2004 「吐魯番阿斯塔那古墓群西区408，409墓清理簡報」『吐魯番学研究』2004年第2期，1-12頁。

- 2006 「新疆吐魯番地区阿斯塔那古墓群西区 408, 409 号墓」『考古』2006 年第 12 期, 3-11 頁 (吐魯番地区文物局 2004 を再掲したもの).

孟憲実

- 1990 「吐魯番出土随葬衣物疏の性質及其関問題」敦煌吐魯番学新疆研究中心 (編)『吐魯番学研究專輯』192-208 頁.

遼欽立輯校

- 1983 『先秦漢魏晉南北朝詩』上, 中華書局.

Chavannes, Édouard

- 1913 *Les documents chinois découverts par Aurel Stein dans les sables du Turkestan Oriental.*  
Oxford: Imprimerie de l' Université.

Stein, M. Aurel

- 1921 *Serindia: Detailed Report of Explorations in Central Asia and Westernmost China:*  
vol. II. Oxford: Clarendon.

(中文提要) 从丝绸之路的古墓里出土的不可思议的小木盒  
——2006年在阿斯塔那古墓群西区(Ⅱ区)的603号墓中所挖掘的木制小盒(木函)

白 须 净 真

本文所讨论的〈不可思议的一个小木盒〉(以下, 木函)是从阿斯塔那古墓群西区的603号墓出土的, 它是与同时期, 同族的、以〈来迎 升天〉为主题的壁画——408号墓和605号墓相邻接的。

可是, 这个小木盒是以古墓中所残留的盖子和木箱的底板为线索而复原的。根据底板上记载的三行古汉字来看, 可以推测出被放入木函中的三件物品分别是〈柴(紫)桂 一枚〉、〈绋 二丈〉、〈绛 一枚〉。并且, 根据封着〈检〉字的箱盖来看, 木箱是被结实的封着的, 上面仍残留着一部分的封泥。并且木箱上仍留着被绳子用力绑过的三条痕迹。

为此, 从如此严格的封着情况来看, 这三件物品应该对墓主来说是特别重要的东西, 这与被随葬的衣物书券上写得通常的陪葬品不同。从这一角度来看我想可以做以下的推测, 〈柴(紫)桂 一枚〉是成为神仙的不死药(桂类药物), 〈绋 二丈〉是为了升天的天羽衣, 〈绛 一枚〉是升天所必须的衣服。总之, 603号墓出土的〈不可思议的木函〉中的那三件物品是, 墓主要带去天界的东西。

其中一个理由是, 邻接同时代, 同族墓中有一副以〈来迎 升天〉为主题的壁画。为了迎接墓主来到天界, 在天界往人间降落飞行的乘坐物时(当时的情况可以从壁画中推断出来), 天界的使者把那个木函带来的。

而且还有另外一个理由, 这就是日本的一个叫做〈竹取物语〉的故事。它讲述的是〈かぐや姫 Kaguya-hime, 特别美丽的姑娘〉升天的故事。〈かぐや姫〉喝着天界使者带来的不死之药, 身上穿着在天空中飞行时的羽衣, 并且乘坐着使者的马车, 向着不老不死的天界飞去。

在这里需要说明的是, 在现实中, 对于这种不可能升天的空想观, 不可能被看做是一件真实的事情。但是进行送葬礼仪的人们仍是存在的。他们说不定就是〈方士〉, 并且我推测为了升天而要求将这三件物品放入木函的人应该就是他们吧。这一根据是残留在木函盖子上的封泥所体现出来的。有关出土文物〈天帝之印〉等相关资料, 已经在王献唐、吴式芳、陈介祺等人的研究中所提到。残留在木函盖上的封泥恐怕也是属于那一类的吧。